

○建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する完了検査手数料

申請の区分		手数料の額 (単位：円)	申請 単位	
建築物の区分	規模の区分			
一戸建ての住宅		4,000	件	
一戸建ての住宅 以外の住宅 (右欄の額を合算 ※)	住戸の部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1		4,000
		2以上～5以下		5,000
		6以上～10以下		11,000
		11以上～25以下		16,000
		26以上～50以下		24,000
		51以上～100以下		37,000
		101以上～200以下		40,000
		201以上～300以下		43,000
		301以上		80,000
		共用部分の 床面積の合計 (区分単位：㎡)		～30以内
	30超～100以内			3,000
	100超～200以内			4,000
	200超～500以内			6,000
	500超～1,000以内			11,000
	1,000超～2,000以内			16,000
	2,000超～10,000以内			37,000
	10,000超～50,000以内			50,000
	50,000超～			91,000
	その他の部分の 床面積の合計 工場等の用途に供する 部分を除いた部分 (区分単位：㎡)			～30以内
		30超～100以内		3,000
100超～200以内		4,000		
200超～500以内		6,000		
500超～1,000以内		11,000		
1,000超～2,000以内		16,000		
2,000超～10,000以内		37,000		
10,000超～50,000以内		50,000		
50,000超～		91,000		
その他の部分の 床面積の合計 工場等の用途に供する 部分 (区分単位：㎡)		～30以内		1,000
	30超～100以内	1,000		
	100超～200以内	1,000		
	200超～500以内	1,000		
	500超～1,000以内	2,000		
	1,000超～2,000以内	4,000		
	2,000超～10,000以内	5,000		
	10,000超～50,000以内	7,000		
	50,000超～	7,000		
	その他の建築物 (非住宅部分であって、工場等 の用途に供する部分を除いた部分) (区分単位：㎡)	～30以内		2,000
30超～100以内		3,000		
100超～200以内		4,000		
200超～500以内		6,000		
500超～1,000以内		11,000		
1,000超～2,000以内		16,000		
2,000超～10,000以内		37,000		
10,000超～50,000以内		50,000		
その他の建築物 (工場等の用途に供する部分) (区分単位：㎡)	～30以内	1,000		
	30超～100以内	1,000		
	100超～200以内	1,000		
	200超～500以内	1,000		
	500超～1,000以内	2,000		
	1,000超～2,000以内	4,000		
	2,000超～10,000以内	5,000		
	10,000超～50,000以内	7,000		
50,000超～	7,000			

★ 建築物1棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請してください。

※各区分のうち該当部分がない場合(0㎡)は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※複数棟認定の場合は、各棟の額を合算してください。